

個人情報保護答申第50号

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）12月10日付け令山病こ第250号で行った個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、理由付記に不備があるため取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和3年11月1日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「令和2年9月14日から令和3年11月1日までの入院・外来に係る①診療録（医師）、②看護記録、③検査記録、④エックス線画像、⑤CT画像」に係る個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録された公文書（以下「本件公文書」という。）として、令和2年9月14日から令和3年11月1日までの審査請求人の入院・外来に係る

- ①診療録（医師）
- ②看護記録
- ③検査記録
- ④エックス線画像
- ⑤CT画像

を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和3年12月10日付けで、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年1月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のカルテ開示の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例第12条について

条例第12条は、第4項において、個人情報の開示をしないことの決定（第18条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ）又は第17条の規定による個人情報の開示（以下「個人情報の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあっては当該期日を記載した書面によらなければならないとしている。

上記の、開示をしない理由については、第16条の該当号及び開示をしない具体的な理由を記入することとされている。

なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。

また、法令が処分にあたり理由を付記すべきものとしているのは、当該理由の有無について判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、理由を知らせることにより、不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきものとされている。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、個人情報の部分開示決定を通知する書面（以下「部分開示決定通知書」という。）に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第16条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第12条第4項の要求する理由付記としては十分ではない。（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁非開示決定処分取消請求事件）参照）

2 本件処分について

実施機関は、本件処分にかかる部分開示決定通知書の「開示をしない理由」欄には「条例第16条2号、3号、7号該当」と条例上の非開示の根拠規定を記載したのみであり、「開示をしない部分」欄には「第三者情報等に該当する部分」と記載したの

みである。

また、実施機関は、本件処分にかかる部分開示決定通知書において、対象公文書に記載された情報のうち非開示とした部分が、それぞれ条例第16条各号のいずれに該当するかについても明らかにしていない。

以上から、本件処分に係る部分開示決定通知書の記載内容は、実施機関が非開示とした箇所が、条例第16条各号の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに審査請求人が了知し得ることは困難であることから、条例第12条第4項の要求する理由付記としては十分でないと言わざるを得ない。

以上の理由により、第1の審査会の判断のとおり結論する。

第6 審査会の意見

本件処分は上記のとおり理由付記に不備があるため取り消すべきであるが、実施機関が本件処分を取り消した上で、処分理由を補充した上で本件処分と同一の部分を非開示とする新たな処分を行った場合、当該新たな処分について審査請求人は改めて審査請求を行うこととなり、いたずらに審査請求人に手間と時間的負担をかける結果となるため、紛争の簡易迅速な解決という行政不服審査制度の趣旨を踏まえ、審査会において、インカムラ審理により本件公文書を実際に見分し、本件処分において実施機関が非開示とした部分が、部分開示決定通知書の「開示をしない理由」に記載された根拠規定である条例第16条第2号、第3号及び第7号に該当するかどうかについて検討した。

なお、実施機関は、弁明書において、条例第16条第2号、第3号及び第7号だけでなく、同条第8号及び第9号をも根拠として非開示と判断したと主張しているが、同条第8号及び第9号については、本件処分の部分開示決定通知書の「開示をしない理由」に記載されていなかったことから該当性を検討しなかった。

1 条例第16条について

① 第2号について

条例第16条は、実施機関は、第2号に規定する「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」は開示をしないことができるとしている。

これらは、本人又は代理人に開示することにより、当該開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を著しく損なうおそれがあると認められる個人情報について、非開示とすることを定めたものである。

② 第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別

することができるもの。」は開示しないことができるとしてながらも、同号ただし書において、「同号イからハまでに掲げる情報を除く。」と規定している。

これは、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報を原則的に非開示とすることを定めるとともに、開示請求者以外の個人の情報であっても、あえて権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや公益上の理由から開示する必要性の認められるものがあることから、同号イに規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報や、同号ハに規定する公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるものについては、開示することとしている。

ここで、「個人に関する情報」とは、条例第2条第1項の「個人情報」の解釈とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれるとしている。

また、「慣行」とは、本人が知り得ることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りるとされ、例えば、本人が自ら記載して実施機関に提出した書類等の中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれていた場合には、本人はこれらの情報を当然知り得ていたはずであるから、本ただし書に該当することとなるとされている。

③ 第7号について

条例第16条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関又は国の機関が行う個人の評価、選考、判定、診断、指導その他の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これらは、評価、選考、判定、診断、指導等に関する事務又は事業の適正な執行を確保する上で、これらに関する情報を開示した場合に著しい支障が生ずる恐れがあるものは、開示しないことを定めたものである。

2 条例第16条各号の該当性について

審査会が、インカメラ審理により本件公文書を実際に見分し、実施機関が非開示とした箇所を確認したところ、別表に掲げる箇所以外の非開示とした箇所については、実施機関が審査請求人以外の関係者など第三者と相談や協議を実施した内容や、当該第三者に対して医師が行った判断などが具体的に記載されており、上記1に掲げる条例第16条第2号、第3号又は第7号により非開示とした実施機関の判断に誤りはないものと認められた。

ただし、実施機関は、別表に掲げる部分と併せ、条例第16条各号の非開示事由に

該当するかどうかを改めて検討し、条例第12条第4項が理由付記を求める趣旨を十分踏まえた上で、改めて開示等の決定を行うべきである。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（非開示とした条例上の根拠規定に誤りがあると判断した部分）

該当ページ	該当箇所
P 2 2	左側 58 行目から 62 行目
P 5 5	右側 35 行目
	右側 57 行目から 58 行目
P 1 9 3	右側 36 行目から 41 行目
	右側 53 行目から 61 行目
P 1 9 5	右側 41 行目

別紙

審査会の審査経過等

年　月　日	経　　過
令和4年　9月　1日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年　7月 20日	事案の審議を行った。
令和6年　3月 22日	事案の審議を行った。
令和6年　6月　3日	事案の審議を行った。
令和6年　7月 29日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	第一部会部会長
服 部 麻理子	山口大学准教授	
水 谷 芳 昭	公認会計士	第一部会 部会長職務代理者

(令和5年7月20日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	第一部会部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	第一部会 部会長職務代理者

(令和6年7月29日現在)